

由利本荘市建設工事入札参加者指名停止基準要綱

平成17年 3 月 22 日

改正 平成21年 4 月 1 日

改正 平成25年 2 月 26 日

改正 平成25年 5 月 23 日

改正 平成27年 5 月 19 日

改正 令和 2 年 4 月 14 日

改正 令和 3 年 3 月 19 日

改正 令和 7 年 6 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱（平成 17 年由利本荘市告示第 21 号）第 1 6 条に規定する指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 条 市長は、市の等級格付名簿に登載された業者（等級格付名簿に登載された建設業者を構成員とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）を含む。以下「有資格業者」という。）が別表第 1 及び第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、

当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により、別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

ただし、指名停止の期間は2年を超えることができない。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって新たに指名停止を行うことができるものとする。

7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、当該不正行為の程度に応じ、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき。

(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

(3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3各項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定のいずれかの適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号

又は第 5 号に該当する有資格業者に悪質な事由があったとき。(第 1 号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

(5) 市又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 6 号又は第 7 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなった場合を除く。)

(指名停止の通知等)

第 6 条 市長は、第 2 条第 1 項及び第 3 条各項の規定により指名停止を行い、第 2 条第 2 項の規定により指名を取り消し、第 4 条第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、第 2 条第 1 項及び第 3 条各項の規定による指名停止の通知又は第 4 条第 5 項の規定による指名停止期間の変更の通知を行うときは、当該通知においてその理由を明らかにするとともに、苦情の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

3 総務部長は、市長が、第 2 条第 1 項及び第 3 条各項の規定により指名停止を行い、第 4 条第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、様式第 6 号から第 8 号により、各部局長等へ通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 7 条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第 8 条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事の一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 9 条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第 10 条 市長は、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が別表第 1 各号又は別表第 2 各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の有無を確認するまで、当該有資格業者に対する指名を回避することができる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、有資格業者として不適当と認めるときは、当該有資格業者の指名を回避することができる。

(指名停止該当者の報告)

第 11 条 課長又は出先機関の長は、別表各号に掲げる措置要件の一に該当する事由が発生したと認めるときは、速やかにその旨を様式 5 号により、総務部長に報告するものとする。現に指名停止を受けている有資格業者について、第 4 条第 5 項の規定により指名停止期間の変更をし、又は第 4 条第 6 項の規定により指名停止を解除すべき事由が発生したと認めるときも同様とする。

(その他)

第 12 条 この要綱は、工事以外の請負人についても準用する。

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、指名停止に係る重要な事案については、指名審査調整会議において審議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 26 日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 5 月 23 日)

この要綱は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 5 月 19 日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 14 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 19 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 19 日）

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1 由利本荘市において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 由利本荘市の発注する工事（以下「市発注工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事) 2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）。 3 市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。 (契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上12箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上4箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上4箇月以内 当該認定の日から 1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が由利本荘市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県内の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (独占禁止法違反行為) 4 市発注工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 5 業務に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。) (1) 秋田県内における違反 (2) 秋田県外における違反 (競売入札妨害及び談合) 6 市発注工事に關し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に掲げる場合を除く。) (1) 秋田県内における違反 (2) 秋田県外における違反	逮捕又は公訴を知った日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内 当該認定をした日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内 当該認定をした日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内

(建設業法違反行為) 8 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 9 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （1）秋田県内における違反 （2）秋田県外における違反 (廃棄物処理法違反行為) 10 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 11 工事の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）秋田県内における違反 （2）秋田県外における違反 (暴力的不法行為等) 12 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。 (不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から4箇月以上12箇月以内 逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から 3箇月以上9箇月以内 1箇月以上6箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上12箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 4箇月以上9箇月以内 2箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から6箇月以上18箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
---	--